

2016年11月4日

報道各位

ニューホライズン キャピタル株式会社

株式会社東京証券取引所への要望書の提出について

ニューホライズン キャピタル株式会社（本社 東京都港区、取締役会長兼社長 安東 泰志、以下「NHC」）は平成28年11月4日、株式会社東京証券取引所（以下「東証」）に対し、株式会社さが美及びユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社に対する制裁措置発動の要望書を提出しましたのでお知らせ致します。

本件は、東証の有価証券上場規程第436条の3、第419条、第502条第1項第2号、第508条第1項第2号、及び、第509条第1項第2号に基づき、改善報告書の提出、上場契約違約金の支払い等を含む制裁措置の発動を要請したものです。

本事案の詳細と、それに対する当社の見解については、平成28年10月11日付プレスリリースをご参照ください。

以上

添付

平成28年10月11日付けNHCプレスリリース

ニューホライズン キャピタル株式会社

産業再編、事業再生のプロを多数擁する独立系企業再生（PE）ファンド。2002年2月に創業した前身のフェニックス・キャピタル時代から2006年10月の会社分割を経て通算14年超の実績（独立系ファンドとしては最大規模の累積運用資産総額2,500億円超）を背景に、NHCとして2本目、創業から8本目のファンドを運営しています。2002年以来、すべてのファンドの創設時にキーマン（主運用責任者）をつとめてきた安東泰志をはじめとするNHCのチームメンバーは、三菱自動車、ティアック、東急建設、不動建設、世紀東急工業、市田、ツムラ、日立ハウステック、丸茂工業、まぐまぐ、iaeホールディングス、たち吉、武田産業、Shade3D、アキュートロジックなど、開示可能なエクイティー投資先だけで37社、全体では90社以上という日本随一の企業再生・再編成長投資実績を有しています。

本件に関する問い合わせ先：

NHC 広報担当（IFC）竹江、連絡先 03-5532-8921

2016年10月11日

報道各位

ニューホライズン キャピタル株式会社

株式会社さが美の普通株式及び貸付債権の譲受けについて

ニューホライズン キャピタル株式会社（本社 東京都港区、取締役会長兼社長 安東 泰志、以下「NHC」）及び当社が管理運営するニューホライズン2号投資事業有限責任組合（以下「NH-2」）は2016年9月23日付でユニー・ファミリーマートホールディングス株式会社（以下「ユニー・ファミリーマートHD」）に提出した申入書、並びに、2016年9月30日付で同社に提出した改訂申入書に基づき、同社に対し迅速に諸手続を進めるよう繰り返し依頼しておりましたが、ユニー・ファミリーマートHDとの間では何らの実質的な協議の場が持たれず、株式会社さが美（以下「さが美」）との間では一切の協議の場が設けられることのないまま、そして、結論やその結論に至った理由についても当社に対して一切通知がなされないまま、本日付のユニー・ファミリーマートHDによるプレスリリースにて、当社案ではなく、AG2号投資事業有限責任組合（以下「AG2」）が実施する公開買付けに応募した旨の発表がありました。

上場企業であるユニー・ファミリーマートHD、及び、さが美の取締役が本来取るべき行動に比べて不適切かつ誠意を欠くものであり、今後の日本のコーポレートガバナンスの悪しき前例になりかねないものと考えますので、当社の考え方を改めて申し述べます。

1 本件の経緯について

当社は、9月23日、ユニー・ファミリーマートHD及びさが美に対し、AG2案に比べて条件面で優位にある案を友好的に提案致しました。その後、9月30日には、条件をさらに引き上げて協議を促して参りました。

現時点でのAG2案と当社案の比較は以下の通りです。

	NH-2	AG2	差異
① 対象株式の買付価格(円/株)	90	56	34
② 対象株式数(千株)	21,994	21,994	-
③ 対象株式の買付価格の総額(百万円)(①×②)	1,979	1,231	748
④ 対象貸付債権の取得額(百万円)	1,800	1,800	-
⑤ 合計(③+④)	3,779	3,031	748
⑥ 資金調達への協力(百万円)	500	-	500
⑦ 投資合計(百万円)(⑤+⑥)	4,279	3,031	1,248

このように、当社案は、AG2 案に比べ、株式買付価格で 60%以上高く、さが美への 5 億円の資金調達支援が含まれている等、すべての条件面で優位にあることは明らかです。

また、当社は、予てよりさが美経営陣との間で同社の経営改善策についての意見交換をしており、その意見が一致した事項を含めて、昨年 7 月にはさが美の取締役に対し、また、昨年 12 月に旧ユニーグループ・ホールディングス株式会社取締役に対し、極めて現実的な再生案を提示しております。なお、当該提案書における株式と債権の扱いに関する条件は、「ユニーが保有するさが美株式の一定割合を 1 株 75~100 円で買い取ること、債権放棄を求めないこと」となっており、すでに AG2 案よりも条件面ではるかに優れていた点があると思われます。当社としては、こうした経営改善策・条件等の多くの面で優位な部分があると思われる当社案がありながら、本年 8 月に、それに明らかに劣後する部分がある AG2 案が突如採用されたこと自体に大きな違和感がありましたが、改めてなされた今般の提案は、こうした過去の経緯を踏まえてなされたものであり、極めて自然な成り行きであると共に、一貫して友好的なものだったと考えています。

ところが、当社からの度重なる依頼にも関わらず、ユニー・ファミリーマート HD からは現在に至るまで、当方からの申入れ条件等についての質疑はなされたものの、その応諾の可否等について何らの返答もない状況であり、また、被買収会社であるさが美は、「現状お伺いしている貴社（注：NHC のこと）とユニーファミマ HD 様との協議状況では、当社としては貴社との面談を考えておりません。」との理由で、当社からの面談要請を拒否し、結局一度も当社からの説明を聞くことさえありませんでした。

具体的には、ユニー・ファミリーマート HD と被買収会社であるさが美の同意に基づく取引実行のために必要となる「公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書」、「債権譲渡契約書」等と、それらを前提とした「公開買付届出書」、及び、さが美との間で締結予定の「資本業務提携契約書」等の締結に向けての話し合いを求めてきましたが、両社はこれに応じようとしないうえ、話し合いを促進する一助とすべく、当社からユニー・ファミリーマート HD に対し、これら契約書等に関するドラフトまでを送付し、検討を依頼していました。

もとより本件は、取締役会に対し、友好的に AG2 案への対案を提示したものでありますから、当社は、ユニー・ファミリーマート HD 及びさが美の協力に基づきこれら契約書が締結されることを前提に、資金調達をはじめとする諸準備を順調に進めてきていたのであり、当局に申請する準備も万全に調っておりました。従いまして、度重なる要請にも関わらず話し合いに応じて戴けないことにより、当社の公開買付けが不可能になった責任はユニー・ファミリーマート HD の側に帰するものと考えます。

2 本日付のユニー・ファミリーマート HD のプレスリリースについて

本件提案は、ユニー・ファミリーマート HD、及び、さが美の株主等ステークホルダーの

利益に資するものであり、かつ、友好的に提案されたものです。

従って株主に対する善管注意義務を負っているユニー・ファミリーマートHDの取締役会は、当社案を真摯に検討の上、早急に必要な手続きを進める義務がありました。そもそも条件において優れていた面があると思われる昨年12月に提案した当社案を採択しなかったばかりでなく、今般も再び当社案より条件で60%以上も劣後するAG2提案を採択したことは、会社法330条、民法644条に定める取締役の善管注意義務を懈怠するもの指摘せざるを得ません。

また、さが美取締役は、中期的に同社株主利益・企業価値の最大化を図るべき義務を負っており、これまでの同社との長い協議の経緯があり、AG2提案と異なり資金調達の協力5億円が追加されていること、また大手きもの卸会社である市田株式会社の再生実績もある当社案の方がAG2案よりもさが美の株主利益・企業価値向上に適う可能性が十分あることが認められるにもかかわらず、それを一切検討することなく、特に当社との話し合いのテーブルに一度もつくことなく、漫然とユニー・ファミリーマートHDによるAGへの売却に賛同を示し続けたことは、上記善管注意義務を懈怠するものと指摘せざるを得ません。当社からの提案がAG2案よりさが美の企業価値をより増大させるのであれば、先行して行われている公開買付けの賛成意見を撤回し、反対意見を表明しなければ、取締役は善管注意義務違反に問われることとなります。さが美が先行する公開買付けについて、いかなる意見を表明しているかは、さが美の株主が的確な投資判断を行う上で重要な情報提供であり、さが美の取締役は、その意見表明を通じて、先行公開買付けがさが美の株主を誤導して損害を被ることのないようにすることが期待されているからです。

なお、これらの取締役の株主利益・企業価値の最大化を図るべき義務は、当社が対抗的な公開買付けの届出で行うか否かにかかわらず、当然に発生するものです。また、ユニー・ファミリーマートHDがさが美に対して有する貸付債権18億円の譲渡も、さが美が賛同意見を撤回すれば、応募も撤回され、これによって債権譲渡は前提条件不成就により実行されなくなるわけですから、その後あらためて当社に同債権の譲渡を行うことにつき、何ら障害はありません。

また、両社の社外取締役各位には、昨年6月1日に株式会社東京証券取引所から開示されたコーポレートガバナンス・コードを遵守した対応が求められていたと考えています。

具体的には、両社の取締役が、以下に掲げる各原則に則った対応をしたか、疑問を持たざるを得ないところであり、上記の取締役の善管注意義務違反と併せ、東京証券取引所において適切に指導がなされると共に、両社の株主各位から今後問題提起がされていくことを期待します。

(原則4-5. 取締役・監査役等の受託者責任)

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーと適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべき

である。

(原則 4-7. 独立社外取締役の役割・責務)

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

(i) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと

(ii) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと

(iii) 会社と経営陣・支配株主等との利益相反を監督すること

(iv) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

3 結語

以上の通り、今回当社案を採用しなかったことについてのユニー・ファミリーマート HD のプレスリリースは、取締役会の善管注意義務違反、及び、コーポレートガバナンス・コード違反の観点から説明責任を果たしたものとは言えません。

すなわち、「公開買付けが現に開始されていない」というのは、ユニー・ファミリーマート HD 及びさが美の対応に起因するものであり、もとより理由になり得ません。

また、「さが美の経営陣と当社の間で十分な信頼関係が構築されていないこと」については、当社とさが美経営陣のこれまでの協議の状況、特に昨年 7 月及び 12 月に具体的な話し合いを行なっている状況に照らして不自然なコメントであるほか、7 月中旬に興味表明して 8 月中旬に TOB を開始した AG2 との間では、どのようにして十分な信頼関係が構築されたのかについて説明がなされておりません。

当社は、2002 年の創業以来、一貫して経営陣と合意の上で投資を実行すると共に、役職員と共に地道に汗をかきながら数多くの企業の事業の再生や再編に力を尽くして参りました。今回の件については大変遺憾ではありますが、当社は、今後とも、日本企業の事業の再生や再編を通して日本経済の発展に貢献して参る所存です。

以上

ニューホライズン キャピタル株式会社

産業再編、事業再生のプロを多数擁する独立系企業再生（PE）ファンド。2002年2月に創業した前身のフェニックス・キャピタル時代から2006年10月の会社分割を経て通算14年超の実績（独立系ファンドとしては最大規模の累積運用資産総額2,500億円超）を背景に、NHCとして2本目、創業から8本目のファンドを運営しています。2002年以来、すべてのファンドの創設時にキーマン（主運用責任者）をつとめてきた安東泰志をはじめとするNHCのチームメンバーは、三菱自動車、ティアック、東急建設、不動建設、世紀東急工業、市田、ツムラ、日立ハウステック、丸茂工業、まぐまぐ、iaeホールディングス、たち吉、武田産業、Shade3D社など、開示可能なエクイティー投資先だけで35社、全体では90社以上という日本随一の企業再生・再編成長投資実績を有しています。

本件に関する問い合わせ先：

NHC 広報担当（IFC）竹江、連絡先 03-5532-8921